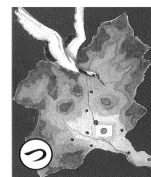




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年11月19日(木) 号外(第1号)

■ 目 次

告 示		ページ
○知事指定薬物の指定(薬務課)		2

■ 告 示

◎群馬県告示第302号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年11月19日

群馬県知事 山本 一 太

1 知事指定薬物の名称

- (1) メチル=3, 3-ジメチル-2-[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]ブタノアート(通称名MDMB-4en-PINACA)及びその塩類
- (2) 1-{2-メチル-4-[(E)-3-フェニルプロパー-2-エン-1-イル]ピペラジン-1-イル}ブタン-1-オン(通称名2-methyl-AP-237)及びその塩類
- (3) N, N-ジエチル-2-{[2-(4-イソプロポキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}エタン-1-アミン(通称名Isotonitazene)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和2年11月20日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111